第24期 第29回 農業委員会総会審議結果

開	催	日	時	令和	令和5年3月27日(月曜日) 午後2時00分~午後2時50分							
開	催	場	所	苫小	塔小牧市役所第二庁舎2階北会議室							
Ш	庄 曲	坐 禾	· 🛱	及川	末男	五十月	嵐 堅司	中岡	亮太	丹羽	秀則	計7名
	席農	来 安	貝	山内	幸子	野村	真理子	今泉	宏治			訂 / 名
欠	席	委	員									

審議事項

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

(相続による権利の移動)

(相続による惟利の移動)				
1 控制之际组1 2 花の丘方	氏 名		住	所
1 権利を取得した者の氏名		苫小牧字■	■■■番地	
	所 在・地 番	地	目	面 積 (m²)
	D 在。地 笛	登記	現況	四 復 (1117)
2 届出に係る土地の所在等	字美沢57番3 57番4 57番6 58番1 58番7 98番 101番2 101番131	畑	畑	21,486 27,297 49,514 105,101 61 32,138 23,516 18,430
3 権利を取得した日		令和4年1	·	
4 権利を取得した理由			■■ 死亡に	よる相続
5 取得した権利の種類及び内容	:	所有権		
6 農業委員会によるあっせん等	の希望の有無	衛・	無	

審議結果 原案承認

議 案 第 1 号 農用地利用状況報告について

農地法第6条の2第1項の規定による報告

展地区370个071711111111111111111111111111111111	# N H	
農業経営基盤強化促進法第18条 第2項第6号の規定する者の氏名	氏 名	
等	住 所	苫小牧市■■町■丁目■番■■号
	所在・地番・地目・面積	字樽前 178 番 4 · 畑 · 5,529 ㎡
報告に係る土地の所在等	作物の種類別作付面 積(又は栽培面積)	ヤチヤナギ 140 ㎡ (栽培 102 ㎡)
	生 産 量	12 kg
	反 収	8. 5 kg
権利の設定を受けた農地の周辺の 農地又は採草放牧地の農業上の利 用に及ぼしている影響	なし	
地域の農業における他の農業者と の役割分担の状況	なし	
業務執行役員又は重要な使用人の 状況(個人の場合は記入不要)	_	

[※]農地法第6条の2第1項の確認書は別紙1

議 案 第 2 号 農地所有適格法人要件の確認につて

		確	認 要 件			
農地所有適格法人名	法人形態 要 件	事 業 要 件	構成員 要 件	業務執行 役員要件	農作業 従事要件	
■■■■■■(株)	適・否	適・否	適・否	適・否	適・ 否	
(有)■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	適・ 否	適・ 否	適 ・否	適・ 否	適・ 否	
(株)■■■■	適 · 否	適 ・否	適 · 否	適・ 否	適・ 否	

[※]農地所有適格法人要件確認書は別紙2~4

審議結果	原案可決
------	------

議 案 第 3 号 農用地利用集積計画の策定について

議案 3 号—1

		1								
			利用権の調	没定を受け	住	所	■■県■	■市■■		番地■
整理	R4-1	5	る者		氏名又は名	氏名又は名称				
番号	N 4 -1	.5	利田佐た	ルウナフ耂	住	所	苫小牧市	字■■■	■番地	
			利用権を設定する者		氏名又は名	称				
			利用相	権を設定する	 5土地			設	定する和	刊権
所	在	地	番	現況地目	面利	責(m²)		利用権	の種類	内 容
		302	•				, 872. 00			
苫小牧	市	302	番 4 番 1 の内		17,843 の内 17 13		, 933. 00 , 644. 67			
字樽	前	304 = 305	• •	畑			, 851. 00	賃貸	借権 畑	畑
		306	•				, 035. 00			
					(計	49	, 335. 67)			
				設定する	利用権					設定等促
好	,斯		終	期	借賃(円) 付		借賃の支払方法		進事業の実施に	
令和5	令和5年4月1		令和8年	-3月31日				12月末迄に ■■■氏の 法律関		就立する利)設定等に 首事者間の 係
							ロ圧(こ)以と		賃	貸借

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

		氏	名 又	は名を			性別		4	年齢農作業		従事日数	
										■歳 300		0 目	
前	1 設定を受ける土地(/)面積(㎡)							は養畜の事業に供し 地の面積(㎡)			主たる経営作目		
農	農 地 49, 335. 67						178, 762			さつまいも			
7	その他						(■■市耕作面積)			馬鈴薯 人参			
	世帯員(構成員)の農作業従事及び 雇用労働力の状況						主な家畜の飼養状 況			主な農機具の所有状況			
	:带員 (構成 員)	(農業従い 内 15 歳以 未満のる	上60歳	雇用労働力 (年間延日 数)	種	類	数	量	種	類	数 量	
男	男 3 人		農業専従者 4人 (1人) 主として 農業に従 業 人 (人)		正規雇用 3名 (750日)	_	_		トラクター 乗用管理 野菜収穫 洗浄機		機	9台 1台 4台 2台	
女	女 3人		従 と し て 農 業 に 従 事する者	人 (人)	パート7名 (1,050 日)					その他農機具		一式	

※調査書は別紙5

審議結果 原案可決

議案 3 号—2

PIX/N U											
			利用権の調	没定を受け	住	所	苫小牧市	テ■■町	■丁目■	■番■号	7
整理	D4 1	G	る者		氏名又は名	称					
番号	R4-1	.0	利田佐た	ルウナッツ	住	所	苫小牧市	苫小牧市■■町■丁目■■番■■			
			利用惟を記	役定する者	氏名又は名	称					
			利用相	権を設定する	る土地			韵	定する	利用権	
所	在	坦	1 番	現況地目	面	積(m²)		利用権	の種類	内:	容
苫小牧 字銷		536	番3の内	畑	9, 095	95の内 9,053		使用貨	貸借権	畑	
				設定する	利用権			7		設定等值	
始	,		終	期	借賃(円)		借賃の支	払方法		実施に。	
令和5	5年4月	1日	令和10年	三3月31日	_		_	-	設定等 者間の	る利用 に係る 法律関係 用貸借	当事
	利用	権を	設定する土	地の利用権	を設定する者以	人外の	権原者等		備	考	
	住		所	氏	名又は名称		権原の種	類	11.	七月学	
苫小牧	市■■■	ij <u>■</u> Ţ	1目■番■■	1号 ■	■■■■ 所有材					有名義	

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

不归尸	月惟の彭	えたる	ビダける有	の長業経	営の状況等						
		氏	名 又	は名う	称	性別	年	龄	農作業従事日数		
	■■ ■■ ■■ ■■ ■■ ■■ ■■ 350 日 #################################									月	
意	段定を受	をける	る土地の面	積(㎡)	現に耕作又いる農用地の				主たる経営作目		
農	:	地	9, (053	- 農 地	農 地 235,810.73			肉用牛		
そ	Ø '	他			展 地	255, c	10.75		內用十		
	世帯	員	(構成員) (雇用労働)		逆事及び	とび 主な家畜の飼養状況 主			:な農機具の所有状況		
	世帯員 農業従事者 雇用労働力 (構成 (内 15 歳以上 60 歳未満の 員) 数)				種 類	種類数量			数量		
男	農業専従者 1人 主として		主として農業に従	1人(人)人(人)		肉用牛	45 頭	デスク・ ロータ レーキ	ドキャスター モア リー	3 1 1 1 1 1 1	
女	1人	補助者	従 と し て 農 業 に 従 事する者	人 (人)				ロール ラッピン トラック	スプレッダー ベーラ /グマシーン 7 1農機具	1台 2台 1台 2台 一式	

			利用権の詞		住	所	苫小牧市	ラ■■町■	■丁目■	■番■号	
整理	D4 1	7	る者		氏名又は名	称					
番号	R4-1	. (利用権を記	1. ウェスタ	住	所	苫小牧市	ヺ■■町■	■丁目■	番■■号	
			が用催化前	及足りる有	氏名又は名	称					
			利用村	権を設定する	る土地			彭	定する	利用権	
所	在	坩	也 番	現況地目	面	積(㎡)		利用権	の種類	内 蓉	\$
苫小牧 字錄		5	36番2	畑		5, 42		使用貨	貸借権	畑	
				設定する	利用権			*		設定等促	
好	期		終期		借賃(円)		借賃の支	払方法		実施によ る利用権	
令和5	5年4月	1 目	令和 10 年	三3月31日	_		_	-	設定等	る利用権 に係る当 法律関係	事
									使	用貸借	
	利用権を設定する土地				を設定する者以	人外の村			備	考	
	住		所	氏纟	名又は名称		権原の種	類			

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

<u> </u>	月催り取	はたる	で文りる有	の辰耒裕	宮の状況等								
		氏	名 又	は名	称	性別	年	齢	農作業従	事日数			
						■ ■■歳 350 日 +養畜の事業に供して							
ij	段定を受	たける	る土地の面	積(㎡)		現に耕作又は養畜の事業に供して いる農用地の面積(㎡)			主たる経営作目				
農		地	5,	422	## Tip	000 4	41 70		内田化				
そ	その他					239, 4	41. 73		肉用牛				
	世帯	員 ((構成員) (雇用労働)		送事及び	主な家畜の飼養状況 主な農機具の				所有状況			
	世帯員 農業従事者 雇用				雇用労働力 (年間延日 数)	種 類	数量	種	類	数量			
男	1人	農農業	業専従者 主として 農業する者	人(人)	_	肉用牛	トラクター ブロードキャス デスクモア ロータリー レーキ 45 頭		ドキャスター モア リー	3 台 1 台 1 台 1 台 1 台			
女	1人	補助者	従として 農業に従 事する者	人 (人)				ロール ラッピン トラック	ベーラ ノグマシーン	1 2 1 1 2 1 1 1 1 1			

※調査書は別紙6

			利用権の調	設定を受け	住	所	苫小牧市	ヺ■■町■	■丁目■	■番■爿	를
整理	D4_1	o	る者		氏名又に	は名称					
番号	R4-1	.0	利田佐と言	ルウナッカ	住	所	苫小牧市	⋾■■町∎	■丁目■	番■■爿	를
			利用権を設定する者		氏名又に	氏名又は名称 ■■ ■■					
	利用権を設定する土地							訍	定する	利用権	
所	在	地	1 番	現況地目	面	積(m²))	利用権	の種類	内	容
		番 番 番の内 番の内	畑	49, 722 のF 20, 591 のF	为 - 为	8, 112 31, 649 9, 917 43, 600 10, 000 33, 355 36, 633)	賃貸	借権	畑		
				設定する	利用権				1	設定等	
好	当 期	1	終	期	借賃(円)	借賃の支	払方法		実施に	
令和5	令和5年4月1日		令和10年	€3月31日	┃ ■■■■■ ┃(■■■■円/			氏の指	設定等	る利用 に係る 法律関係	当事
						/	定口座に	版込	賃	貸借	

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

4.07	利用権の設定を支行る者の展案権者の状況等 氏 名 又 は 名 称 性別 年齢 農作業従事日数											
		氏	名 又	は名う	外	12	土万リ		牛	f	晨作兼 征	争口级
										歳 350 日		日
司	段定を受	たける	る土地の面	積(㎡)		排作又は養畜の事業に供して 注用地の面積(㎡) 主たる			三たる経営作	≡目		
	農 地 136,633			633	農地]	108, 230. 73			 肉用牛		
そ	その他											
	世帯員(構成員)の農作業従事及び 雇用労働力の状況						主な家畜の飼養状況 主な農機具の所を			有状況		
	(/r iii le /v			雇用労働力 (年間延日数)	種	類	数	量	種	類	数量	
男	1人	農業補	業専従者 主として 農業に従 事する者	1人 (人) 人 (人)	_	肉用	牛	45	頭	デスクマ ロータリ レーキ マニアン ロール・	ギャスターモアスプレッダーベーラ	3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
女	1人	助し従とし		人 (人)						トラック	グマシーン農機具	1台 2台 一式

			利用権の調	没定を受	受け	住	所	苫小牧市	テ■■町▮	■丁目■	■番■	■号
整理	R4-1	Ω	る者			氏名又は	名称					
番号	K4-1	9	利田佐た	n 字子 2	ナスツ 住		所	苫小牧市	寸■■■田	丁■丁目□	■番	■■号
			利用催せ	用権を設定する者		氏名又は	各称					
			利用材	を設定	定する	る土地			彭	定する	利用格	É
所					也目	面	積(m²))	利用権	の種類	内	容
	苫小牧市 字樽前 1		28番1	畑				25, 608	賃貸借	権		畑
				設定	する	利用権				利用権	設定	等促進
好	台期		終	期		借賃(円) 借賃の3			7払方法	事業の		
令和 5	令和5年4月1日 令和10			和10年3月31日				毎年 12	■氏の	成立す 設定等 者間の	に係	る当事
						,	口座に扱	反 込	賃	貸借		
	利用権を設定する土地の利用権				用権	を設定する者	以外の	権原者等		備	į	考
	住 所 日				氏	:名又は名称 権原の利		権原の種	権原の種類		共有名義	
■■都	■■都■■区■■■丁目■■番■号					■■ ■ 所有権				. H 41 :	FX.	

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

<u> </u>	利用権の設定を受ける者の農業経宮の状況等										
		氏	名 又	は名称	尓	性別	年	舲	農作業従	事日数	
								歳	歳 350日		
竟	段定を受	きける	る土地の面	積(m²)		現に耕作又は養畜の事業に供して いる農用地の面積(㎡)			主たる経営作目		
	農 地 25,608 その他			608	農地	219, 2	219, 255. 73		肉用牛		
-(世帯員(構成員)の農作業従 ³ 雇用労働力の状況				<u> </u> 事及び	事及び主な家畜の飼養状況			主な農機具の所有状況		
	世帯員 農業従事者 (構成 (内 15 歳以上 60 歳未 員) 満の者)			雇用労働力 (年間延日 数)	種 類	数量	種	類	数量		
男	1人	農	業専従者 主として 農業する者	1人 (人) 人 (人)				トラクタ ブロー デスク・ロータ! レーキ	ドキャスター モア リー	3 台 1 台 1 台 1 台 1 台	
女	女 1人 者		従として、農業する者	人 (人)	_	肉用牛	45 頭	ロール ラッピン トラック	スプレッダー ベーラ /グマシーン 1 1.農機具	1台台台台 1台 2 一式	

			利用権の調	没定を受け	ナし	住	所	苫小牧市	テ■■町■	■丁目■	■番■	号
整理	ם ו	0	る者			氏名又は名	称					
番号	R4-2	,U	利田佐た	ルウナフ=	坯	住	所	苫小牧市	テ■■町	■丁目■	番■号	
			利用権を記	文正り つイ		氏名又は名	称					
			利用村	を設定で	する	5土地			韵	定する	利用権	
所	所 在 地 番 琲			現況地間	1	面	積(m²)	利用権	の種類	内	容
苫小牧	大市		133 番					5, 950				
字櫓	前		134番1	畑				12, 101	賃貸	借権	力	H
							(計	18, 051)				
				設定す	る利	利用権				利用権		
始	,		終	期	借賃(円)			借賃の支	払方法	事業の		
令和5	令和5年4月1日 令和10年3			三3月31日		■■■■円(毎年 12 ₪ に■■■		成立す 設定等 者間の	に係る	当事
						(==== 1/10	α /	指定口座は	こ振込	賃	貸借	
	利用権を設定する土地の利用権					を設定する者以	人外の	権原者等		備	1 考	;
	住 所 .				氏:	名又は名称		権原の種	類			

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

4,1111	利用権の設定を支げる自の長未経営の状況等										
		氏	名 又	は名称		性別	年	齢	農作業従	事日数	
						■■歳			轰 350 日		
1	段定を受	きける	る土地の面	積(㎡)	現に耕作又に いる農用地の	又は養畜の事業に供して 他の面積(㎡)			主たる経営作目		
	農地18,051農地その他					226, 812. 73 肉用牛					
	世帯	員	(構成員) (雇用労働)		生事及び	主な家畜の飼養状況 主な			:農機具の所	農機具の所有状況	
((構成 (内 15 歳以上 60 歳未満の 年			雇用労働力 (年間延日 数)	種類	数量	種	類	数量		
男	1人	農業補助	業専従者 主ととして 産農事する者	1人(人)人(人)	_	肉用牛	45 頭	デスク ロータ レーキ マニア ロール	ドキャスター モア リー スプレッダー ベーラ	3 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台	
女	1人	者	従として 農業に従 事する者	人 (人)				トラック	ノグマシーン 7 1.農機具	1台 2台 一式	

※調査書は別紙7

議 案 第 4 号 農業委員会規程の改正について

【改 正 理 由】 国による個人情報保護制度の見直しに伴う苫小牧市農業委員会における個人情報の取扱いに関する規程及び情報公開に関する規程の改正によるもの。

- (1)「苫小牧市個人情報の保護に関する法律の施行に関する農業委員会規程」 別紙8
- (2)「苫小牧市情報公開条例の施行に関する農業委員会規程」

別紙9

審議結果

原案可決

議 案 第 5 号 下限面積 (別段面積) の廃止について

【提案理由】 令和5年4月1日から「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)」施行され、これに合わせて「農地法」の一部改正が行われ 下限面積要件が廃止されることとなる。

これにより、本市農業委員会で設定している下限面積(別段の面積)は廃止となるもの。

審議結果

原案可決

議 案 第 6 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部修正について

【改 正 理 由】 令和5年4月1日施行の農業委員会法の改正内容を反映させるため「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について修正等を行うもの。

・「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案) 別紙10

審議結果

原案可決

・令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)

別紙11

審議結果

原案可決

その他

- (1) 第30回農業委員会総会の開催について 4月27日(木)午後2時からの開催予定
- (2) その他

農地法第6条の2第1項の規定による報告 確認書 (農地等の利用状況報告)

借人:■■ ■■	貸人:■■ ■■	作成者:	
法3章	条第3項関係	判断理由	取消し に該当
第3項第1号 (解除条件)	・権利の取得後において、その農地 を適正に利用していなと認められた 場合に貸借の解除をする旨の条件付 き契約。	事実はない。	しない
第3項第2号 (地域調和)	・地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	労働力が確保 され、畜産業と して農地を利 用している。	しない
第3項第3号 (法人の場合の常時従事)	・その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。 ※常時従事 : 150日以上農業従事 : 農作業以外の企画管理を含む	_	_

参考

農地法第3条第2項第1号(権利移動の許可要件)	判断理由	取消し に該当
全部効率利用要件 農地の権利を取得しようとする者またはその世帯員等が権利を有している農地および許可申請に係る農地のすべてについて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。	すべての農地を 効率的に利用し ている。	しない

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称: ■■■■■■■株式会社

主たる事務所の所在地: <u>苫小牧市■■町■丁目■番■号</u>

報告 交 理 目		記載年	月日(総会承認日)	令和3年3月23日	令和4年2月21日	令和5年3月27日
経言面核 (ha) 据草放牧地 27.7 56.0 56.0 56.0		報	告 受 理 日	令和3年2月22日	令和4年1月31日	令和5年2月13日
(ha)	⟨v ∀ 2)/	. -1±	田			
接導放牧地 株式会社 株式会社 株式会社 東 件の適 否 ⑥・否 ⑥・. ⑥・ ⑥・			畑	27.7	56.0	56.0
要件の適否	(1	iu)	採草放牧地			
事業 の 信頼 農畜産物名 関連事業等名 長業機械の実習教育 機類 一での他事業名 前か口報告 一部の回報告 一部の回報告 一部の回報告 一部のののののののののののののののののののののののののののののののののののの		法	人 形態		株式会社	株式会社
関連事業等名 農業機械の実習教育 農業機械の関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関			要件の適否	適・否	適・否	適・否
# 類	事業			秋小麦・ビート・大豆・馬鈴薯		秋小麦・ビート・大豆・馬鈴薯
 売上高(円) 前 々 回 報 告 前 回 報 告 章 音 会 音 会 音 会 音 会 音 会 音 妻 告 会 計 要 件 の 適 否 適・否 総 数 (100) 3人(100) 3人(100)				農業機械の実習教育	農業機械の実習教育	農業機械の実習教育
世	種類					
Tag		展 —				
円 前 回 報告 要 合 計 要件の適否 6 ・否 総数 3人(100) 3人(100) 3人(100) 農地提供者 ① 農地提供者 ② 2人(75) 2人(75) 農地費件者 ① 世中間管理機構 ① (1) (2人(75) (2人(売	業				
円 前 回 報 告 業 合 計 要 件 優 ・否 機 数 3人(100) 3人(100) 3人(100) 農地提供者 ① 農地提供者 ② 2人(75) 2人(75) 2人(75) 農作業委託者 ③ 農中門管理機構 市町村・農業協同組合等 ⑤ 市町村・農業協同組合等 ⑤ 議決権の状況(55市町村・農業協同組合系統(0)) ((((()))) ((()))	上高					
世 報 音 報 音 報 音 報 音 報 音 報 音 報 音 報 音 報 音 報						
事業 台 書業 合 計 要件の適否 ⑥・否 ⑥・否 総数 3人(100) 3人(100) 農地提供者 ① 農地提供者 農業常時従事者 ② 2人(75) 2人(75) 農性中間管理機構 ① 市町村・農業協同組合等 ⑤ 承認会社 (投資円滑化法第10条) ⑥ (投資円滑化法第10条) ⑥ (投資円滑化法第10条) (方6市町村・農業協同組合系統の有主議決権) () () () (つまる議決権) () () () () (のすった議決権) () () () () (のすった議決権) () () () () (のすった議決権) () () () () () 要件の適否 () () () () () (日本) () () () () () (日本) () () () () () () (日本) () () () () () () () () (日本) ()	円	他 —				
要件の適否 適・否 総数 3人(100) 3人(100) 農地提供者 ① 農業常時従事者 ② 2人(75) 2人(75) 農作業委託者 ③ 農地中間管理機構 市町村・農業協同組合等 ⑤ 承認会社 (投資田滑化法第10条) ⑥ (お市町村・農業協同組合系統の有する議決権) ()) ()) ①~⑥以外の者 ⑦ 1人(25) 1人(25) 要件の適否 ⑥・否 ⑥・否 農業に常時従事する 8 2人 2人 方ち農業に常時従事し、かつ、農作業が、できずきる者の数のでは、かっ、農作業に常時従事し、かっ、農作業に常時従事し、かっ、農作業に常時従事し、かっ、農作業に常時従事し、かっ、農作業に常時従事し、かっ、農作業に常時従事し、かっ、農作業に常時でまし、かっ、農作業に常時でまる者の表のである。 有・無 有・無 有・無 要件の適否 ⑥・否 ⑥・否 ⑥・否 要件の適否 ⑥・否 ⑥・否 要件の適否 ⑥・否 ⑥・否		事				
機能 数		莱	* *			
農地提供者			要件の適合	じ・台	適・台	値・台
機業常時従事者 ② 2人(75) 2人(75) 2人(75) 2人(75) 投作業委託者 ③			総数	3人(100)	3人(100)	3人(100)
機業常時従事者 ② 2人(75) 2人(75) 2人(75) 2人(75) 投作業委託者 ③		農地	提供者 ①			
成 農作業委託者 ③ 農地中間管理機構 ④ 市町村・農業協同組合等 ⑤ 「投資円滑化法第10条) ⑥ (投資円滑化法第10条) ⑥ (投資円滑化法第10条) ⑥ (投資円滑化法第10条) ⑥ (少ち市町村・農業協同組合系統の有する議決権) () (1) (少ち市町村・農業協同組合系統の有する議決権) () (1) (少ち市町村・農業協同組合系統の有する議決権) () (1) (25) () 要件の適否 () (2) 大き農業に常時従事する機構成員数 () (2) 大き農業に常時従事し、かつ、農作業に従事する者の数の表するの数の表する。 () ((2) からし、の場合)の場合の機能では、要件に発車し、かつ、農作業に従事する重要な使用人の有無に従事する重要な使用人の有無に従事する重要な使用人の有無を表する。 () ((2) がらし、の場合の表表を表する。 () () ((2) からし、よりに対するとした。 () () ((2) からした場合には、翌年に是正状況等を記載する) () ()	構	ı		2人(75)	2人(75)	2人(75)
市町村・農業協同組合等 (5) 承認会社 (投資円滑化法第10条) (7) (7) (25) (大(25)	1177	農作	業委託者 ③			
田町村・農業協向組合等 ⑤ 承認会社 (投資円滑化法第10条) ⑥ (接資円滑化法第10条) ⑥ (接資円滑化法第10条) ⑥ (接資円滑化法第10条) ⑥ (力を)	42	農地	中間管理機構 ④			
している		市町	村·農業協同組合等 ⑤			
数	l	1 1	(6)			
数 (うち市町村・農業協同組合系統の有する議決権) ()	員	 	貸円滑化法第10条)			
数 の有する議決権) ①~⑥以外の者 ⑦ 1人(25) 1人(25) 要件の適否 適・否 適・否 農業・農作業に常時従事する (事成員数) 3人 3人 うち農業に常時従事し、かつ (事件業に従事する者の数) 2人 2人 (⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業に従事する重要な使用人の有無 有・無 有・無 収定事する重要な使用人の有無 一番・否 一番・否 要件を満たさなくなるおそれがある事実関係(勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する) 一番・否		1 1 1		()	()	()
要件の適否 ⑥・否 ⑥・否 農業・農作業の機構成員数 2人 2人 方ち農業に常時従事する (多) では、一般作業に従事する者の数 (多) として、かつ、農作業に従事する者の数 (多) として、かつ、農作業に従事する重要な使用人の有無に従事する重要な使用人の有無を満たさなくなるおそれがある事実関係(勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する) 有・無	数			,	(,
要件の適否 ⑥・否 ⑥・否 農業・農作業の機構成員数 2人 2人 方ち農業に常時従事する (多) では、一般作業に従事する者の数 (多) として、かつ、農作業に従事する者の数 (多) として、かつ、農作業に従事する重要な使用人の有無に従事する重要な使用人の有無を満たさなくなるおそれがある事実関係(勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する) 有・無			6PMの孝 ⑦	1 / (25)	1 / (25)	1 / (95)
農 理事等の総数 3人 3人 3人 きち農業に常時従事する 8 2人 2人 2人 農作業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数 9 2人 2人 2人 (⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業に従事する重要な使用人の有無 有・無 有・無 有・無 別 要件の適否 ⑥・否 ⑥・否 要件を満たさなくなるおそれがある事実関係(勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する) 一 ⑥・否		1)	_			
*		1	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *			
・ 農作作業に高いでは事する。 8 2人 2人 2人 ・ 農機作業に常時従事し、かつ ・農作業に常時従事し、かつ、農作業に常時従事し、かつ、農作業に従事する重要な使用人の有無をは後事する重要な使用人の有無をは必要性を満たさなくなるおそれがある事実関係(勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する) 有・無 有・無 有・無	農			3人	3人	3人
作業 うち農業に常時従事し、かつ、農作業 (⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無 に従事する重要な使用人の有無 で				2人	2人	2人
事の	作業			2人	2人	2人
況 要件の適否 要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年に是正状 況等を記載する)	事の	農業に常	常時従事し、かつ、農作業	有・無	有・無	有・無
関係(勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する)				適・否	適・ 否	適・否
備 考	関係(関係(勧告した場合には、翌年に是正状				
			考			

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称: 有限会社 ■■■■■■■■■■■

主たる事務所の所在地: ■■郡■■町■■■■■■■■■

	記載	(年月日(総会承認日)	令和3年3月23日	令和4年3月24日	令和5年3月27日
		報告受理日	令和3年2月24日	令和4年2月25日	令和5年2月27日
		H			
	面積 na)	畑	235.7(苫8.7)	238.2(苫11.2)	235.7(苫8.7)
(1	ia)	採草放牧地			
	į	法 人 形 態	有限会社	有限会社	有限会社
		要件の適否	適 ・ 否	適・ 否	適)・ 否
事業		農畜産物名	競走馬	競走馬	競走馬
0		関連事業等名	競走馬の種付・販売	競走馬の種付・販売	競走馬の種付・販売
種類		その他事業名	保険代理店業他	保険代理店業他	保険代理店業他
	#	前々回報告			
	農	前 回 報 告			
売	業.	報告			
売上高(合 計			
	その	前々回報告			
円	の他	前 回 報 告			
	事	報告			
	業	合 計			
		要件の適否	適・否	適・否	適・否
		総数	15人(31,000)	15人(31,000)	15人(31,000)
	農	地提供者			
L-H-	ı —	業常時従事者 ②	15人(31,000)	15人(31,000)	15人(31, 000)
構	I I	作業委託者 ③	10/((01, 000)	10/((01, 000)	10/(01, 000)
	_	地中間管理機構 ④			
成	ı —	町村·農業協同組合等 ⑤			
		認会社			
員	Ш.	(投資円滑化法第10条)			
		議決権の状況	,		/
数		(うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)	()	()	()
	▎┌				
		~⑥以外の者 ⑦			
		要件の適否	適・ 否	<u></u> 適・否	適・ 否
農		理事等の総数	6人	6人	6人
業・	うち	農業に常時従事する			
		:員数	6人	6人	6人
作業		ら農業に常時従事し、かつ 作業に従事する者の数	6人	6人	6人
従		「0人」の場合)			
事の	農業	に常時従事し、かつ、農作業	有 · 無	有 · 無	有 · 無
状	に従	事する重要な使用人の有無			
況		要件の適否	適・否	適・否	適・否
	勧告	さなくなるおそれがある事実 した場合には、翌年に是正状 ;する)			
		備考			

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称: 株式会社 ■■■■

主たる事務所の所在地: ■■■市字■■■■番地

		F月日(総会承認日)	令和3年7月21日	令和4年6月27日	令和5年3月27日
	報	告受理日	令和3年6月3日	令和4年5月17日	令和5年3月9日
477 V		田			
	T面積 na)	畑	15	20	34.3
(1	.1α/	採草放牧地			
	法	人形態	株式会社	株式会社	株式会社
		要件の適否	適・否	適・否	適・否
事業		農畜産物名	軽種馬	軽種馬	軽種馬
0		関連事業等名	競走馬の生産	競走馬の生産	競走馬の生産
種類		その他事業名			
	農一	前々回報告			
l .	l ⊢	前回報告			
売上	業	報告			
上高(7-	合 計			
1	その	前々回報告			
円	他─	前 回 報 告 報			
	事	報 音 合 計			
	耒 _	要件の適否	 適 ・否	(適)・否	 適 ・否
	<u> </u>				
		総数数	1人(60)	1人(60)	1人(60)
	l —	也提供者 ①			
構	ı —	笑常時従事者 ②	1人(60)	1人(60)	1人(60)
	l ——	業委託者 ③			
成		也中間管理機構 ④			
/*/~		「村·農業協同組合等 ⑤			
員	1 1	图会社 投資円滑化法第10条)			
	議	き決権の状況			, .
数	(E)	うち市町村・農業協同組合系統 有する議決権)	()	()	()
	①~	-⑥以外の者 ⑦			
		要件の適否	適)・ 否	適・否	適)・ 否
農		理事等の総数	1人	1人	1人
業	うち農 構成員	業に常時従事する ⑧	1人	1人	1人
農作業	うちん	、※ 農業に常時従事し、かつ ・業に従事する者の数 ^⑨	1人	1人	1人
業従		0人」の場合)			
事の状	農業に	Z常時従事し、かつ、農作 É事する重要な使用人の有	有 · 無	有・無	有 • 無
況	7M	要件の適否	適・否	適・否	適・否
関係(なくなるおそれがある事実 た場合には、翌年に是正状 ーる)			
	,	備考			

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

第24期第29回農業委員会総会 (利用権の設定:賃貸借権設定)

譲受(借)人:■■ ■■		譲渡(貸)人: ■■		作成者:■■							
法18条の条項		判断の理	曲		不許可 に該当						
第2項第6号 (解除条件)	・借人は	・借人は、個人の農業者である。							は、個人の農業者である。		適応なし
第3項第1号 (基本構想適合)	き要件を	・基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているなど、農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。									
第3項第2号イ (全部効率利用)	畑作を行 す。経営 る機械の	・借人は、親より経営移譲を受けた、■■県■■市で長年畑作を行っており、サツマイモ等の野菜を栽培しております。経営農地は全て耕作されていることから、保有している機械の能力、農作業の従事状況等から耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれる。									
第3項第2号口 (農作業常時従事)		営農実績があり、これ ある日数について農作		- // *// // - / /	しない						
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	•第2項	第6号に規定する者で	たい。		適応なし						
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	•第2項	適応なし									
第3項第4号 (権利を有しない者の同 意)	・利用権 に当該土 借権、使 的とする	適応なし									

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

第 24 期第 29 回農業委員会総会 (利用権の設定:使用貸借権)

譲受(借)人:■■ ■■	譲渡(貸)人: R4-16 ■■ ■ R4-17 ■■ ■■	作成者:■	
法18条の条項	判断の理由		不許可 に該当
第2項第6号 (解除条件)	・借人は、農業常時従事者の個人である。		適応なし
第3項第1号 (基本構想適合)	・基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける るべき要件を満たしているなど、農用地利用集 容が基本構想に適合するものと認められる。		しない
第3項第2号イ (全部効率利用)	・借人の経営農地は全て耕作されており、保存機械の能力、農作業に従事する労働力の状況が事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出	しない	
第3項第2号口 (農作業常時従事)	・譲受人は、第2項第6号に規定する者でな	適応なし	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	・譲受人は、第2項第6号に規定する者でな	適応なし	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	・譲受人は、第2項第6号に規定する者でな	適応なし	
第3項第4号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受(作) 渡(貸)人並びに当該土地について所有権、 小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利 の使用及び収益を目的とする権利を有する者	地上権、永 又はその他	適応なし

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

第24期第29回農業委員会総会

(利用権の設定:賃貸借権)

譲受(借)人: ■■ ■■	譲渡(貸)人:R4-18 ■■ ■■ R4-19 ■■ R4-20 ■■ ■■	作成者:■	
法18条の条項	判断の理由	不許可 に該当	
第2項第6号 (解除条件)	・借人は、農業常時従事者の個人である。		適応なし
第3項第1号 (基本構想適合)	・基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける るべき要件を満たしているなど、農用地利用集 容が基本構想に適合するものと認められる。	しない	
第3項第2号イ (全部効率利用)	・借人の経営農地は全て耕作されており、保存機械の能力、農作業に従事する労働力の状況が 事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出	しない	
第3項第2号口 (農作業常時従事)	・譲受人は、第2項第6号に規定する者でな	適応なし	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	・譲受人は、第2項第6号に規定する者でな	適応なし	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	・譲受人は、第2項第6号に規定する者でな	適応なし	
第3項第4号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受(作) 渡(貸)人並びに当該土地について所有権、地 小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利を の使用及び収益を目的とする権利を有する者	他上権、永 又はその他	適応なし

【改正後】

苫小牧市個人情報の保護に関する法律の施行に関する農業委員会規程(案)

令和5年3月 日

農業委員会告示第 号

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び苫小牧市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第22号)の規定に基づく苫小牧市農業委員会における個人情報の取扱い等については、苫小牧市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年規則第2号)の例による。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

【現行】

苫小牧市農業委員会の保有に係る個人情報の保護に関する規程

平成7年6月30日

農業委員会告示第25号

苫小牧市個人情報保護条例(平成7年条例第2号)及び苫小牧市個人情報保護条例施行規則 (平成7年規則第26号)の規定に基づく農業委員会の保有に係る個人情報の保護に関する事務 の取扱いについては、苫小牧市長の保有に係る個人情報の保護に関する規程(平成7年訓令第9 号)の例による。

附則

この規程は、平成7年7月1日から施行する。

【改正後】

苫小牧市情報公開条例の施行に関する農業委員会規程 (案)

令和5年3月日

農業委員会告示第 号

苫小牧市情報公開条例(平成10年条例第14号)の規定に基づく苫小牧市農業委員会が保有する公文書の開示等については、苫小牧市情報公開条例施行規則(平成10年規則第53号)の例による。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

【現行】

苫小牧市情報公開条例の施行に関する農業委員会規程

平成10年12月25日 農業委員会告示第30号 改正 平成31年4月25日農業委員会告示第4号 令和元年6月27日農業委員会告示第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、苫小牧市農業委員会(以下「委員会」という。)が保有する公文書の開示等について、苫小牧市情報公開条例(平成10年条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 実施機関 条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。
 - (2) 公文書 条例第2条第2項に規定する公文書をいう。
 - (3) 開示請求 条例第5条の規定による開示の請求をいう。

(開示請求書)

第3条 条例第6条第1項の開示請求書は、公文書開示請求書(様式第1号)によるものとする。

(開示請求書の提出を要しない場合)

第4条 開示請求をする者は、傷病、身体の障害その他の理由により筆記が困難なときは、公文 書開示請求書の提出を要しない。この場合において、開示請求は、口頭その他適当な方法によ り条例第6条第1項各号に掲げる事項を委員会に申告してしなければならない。

(公益上の理由による裁量的開示の申出)

第5条 開示請求をする者は、当該開示請求に係る公文書の開示が公益上特に必要な場合は、その理由を公文書開示請求書に記載して、条例第9条の規定により当該公文書を開示するように、委員会に申し出ることができる。

(開示決定を受けた者に対し通知する事項)

- 第6条 条例第11条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 開示の実施に係る公文書の名称その他公文書を特定する事項
 - (2) 開示の実施の方法並びに開示の日時及び場所
 - (3) 開示しない部分及び理由 (開示請求に係る公文書の全部を開示する場合を除く。) (第三者に対し通知する事項)
- 第7条 条例第14条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
 - (2) 意見書を提出することができる旨並びに意見書の提出先及び提出期限 (開示の方法)
- 第8条 条例第15条第1項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録(条例第 2条第2項の電磁的記録をいう。以下同じ。)の区分に応じ当該各号に定める方法とする。
 - (1) 電子情報処理組織による情報処理の用に供される電磁的記録(次号から第4号までに 掲げる電磁的記録を除く。) 次に掲げる方法
 - ア 電磁的記録を出力装置により表示したものの閲覧
 - イ 電磁的記録を出力装置により印字し、又は描画した文書又は図画の閲覧又は交付
 - ウ イに掲げる文書又は図画を用紙に複写したものの閲覧又は交付
 - エ 電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。 以下同じ。)に複写したものの交付
 - (2) 音声情報に係る電磁的記録 電磁的記録を出力装置により出力した音声の聴取又は電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
 - (3) 映像情報に係る電磁的記録 次に掲げる方法
 - ア 電磁的記録を出力装置により表示した映像の閲覧
 - イ 電磁的記録を出力装置により描画した図画の閲覧又は交付
 - ウ イに掲げる図画を用紙に複写したものの閲覧又は交付
 - エ 電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
 - (4) その他の電磁的記録 委員会が別に定める方法

(閲覧の際の遵守事項等)

- 第9条 文書又は図画を閲覧する者は、当該文書又は図画を丁寧に取り扱うとともに、これらを 汚し、若しくは破り、又はこれらに文字等を記載してはならない。
- 2 前項の規定に違反する者に対しては、当該文書又は図画の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(公文書の写しの交付部数)

第10条 公文書の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

(再開示の申出)

第11条 条例第15条第2項の規定による申出は、公文書再開示申出書(様式第2号)を委員会に提出してしなければならない。

(公文書の目録等の備置)

第12条 開示請求をしようとする者の利便に資するため、委員会が保有する公文書の目録又は 整理・保管の基準表を事務局に備え置くものとする。

(雑則)

- 第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のため必要な事項は、別に定める。 附 則
- 1 この規程は、平成11年1月1日から施行する。
- 2 苫小牧市農業委員会事務局規程(昭和58年農業委員会告示第1号)の一部を次のように改 正する。

(次のよう略)

附 則(平成31年4月25日農業委員会告示第4号改正)

この規程は、平成31年4月25日から施行する。

附 則(令和元年6月27日農業委員会告示第7号改正)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

苫小牧市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)

令和2年8月27日 令和5年4月1日一部改正 苫小牧市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市の農業は、酪農・畜産中心に展開してきたが、農家数が減少傾向にあるため、経営の改善、 発展に意欲的に取り組み、担い手の確保・育成を図ることが必要であり、また、

今後、遊休農地の発生が懸念され、その発生防止・解消、さらには担い手への農地利用の集積・集 約化などに、より取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業を築くため、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、苫小牧市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、及び目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、令和5年3月までの目標達成に向けた計画とし、農業委員と推進委員の改 選期である3年ごとの検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」 (令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知)に基づく「目標及びその 達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標、と推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地面積の割合 (B/A)
現 状 (令和2年3月)	1,240.0ha	0 ha	0 %
目 標 (令和5年3月)	1,240.0ha	O ha	0 %

※農地面積は、耕地及び作付面積統計による耕地面積

【目標設定の考え方】

本市の遊休農地は現状「ゼロ」であるが、本指針の目標設定期間である令和5年3月まで「ゼロ」を維持すべき目標値としている。

- (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法
 - ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について
 - ア 農業委員と推進委員による農地の利用状況調査と利用意向調査を実施し、遊休農地と遊休化のおそれのある農地を把握する。
 - イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地利用の意向を勘案し、農地の利用の増進が図れるよ う利用関係の調整を行う。
 - ウ 利用状況と意向調査の結果は、速やかに「<mark>農業委員会サポート</mark>システム」に反映し、農 地台帳の記録の確保と公表の迅速化を図る。
 - ② 農地中間管理機構等との連携について

利用意向調査の結果から遊休農地所有者の意向や希望を把握し、農地中間管理機構や関係機関などとの連携や認定農業者や農地所有適格法人などの担い手の協力により遊休農地の解消を目指す。

③ 非農地の判断について

利用状況調査などの結果により、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地の判断」を行い、利用可能な農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づ く「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとお りとする。

- 2 担い手への農地利用の集積・集約化について
- (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)	
現 状 (令和2年3月)	1,240.0ha	8 4 1. Oha	67.8%	
目 標 (令和5年3月)	1,240.0ha	868.0ha	70.0%	

※農地面積は、耕地及び作付面積統計による耕地面積

【目標設定の考え方】

「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は、 令和4年度までに70%とすることを目標としており、本指針は目標設定期間までに達成すべき目標値としている。

- (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法
 - ① 「地域計画」の作成・見直しについて 地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来 像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。
 - ② 農地中間管理機構等との連携について 本農業委員会は、市農業水産振興課や農地中間管理機構などとの連携を図り、農地の出 し手と受け手の意向の把握などの情報収集体制を整え、農地中間管理機構を中核とした活 用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。
 - ③ 農地の利用調整と利用権設定について
 - ア 地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への集積が進んでいる地域では、担い手の意 向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。
 - イ 受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による基盤整備事業 の活用と併せて営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域性に 応じた取り組みを推進する。
 - ④ 担い手の育成について

農地の受け手となる担い手の確保が重要であることから、担い手の経営改善の取り組みが 円滑に推進できるよう支援する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」の とおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

		新規参入者数	新規参入者取得面積
現	状(令和2年3月)	5経営体	138.0ha
目	標(令和5年3月)	3経営体	3. 0 ha

【目標設定の考え方】

新規参入については、令和2年3月では5経営体の参入があったが、現状を踏まえ、少なくとも年間1経営体の新規参入を目標値とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

本農業委員会は、市農業水産振興課、農地中間管理機構、農業委員会ネットワーク機構など関係機関と連携し、農地の借り入れ意向のある認定農業者及び参入希望者を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、企業の参入の検討を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ体制について

新規就農者が担い手として継続して営農していくためには、就農段階から一貫して支援していくことが重要であることから、農業委員、推進委員、関係機関、認定農業者などと連携して、フォローアップ体制を構築する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。

新年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

苫小牧市において作成する「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、苫小牧市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農業者の意向把握
- ・担い手への農地の利用調整及びマッチング
- ・農地中間管理事業の活用への働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力

令和5年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名:北海道

農業委員会名: 苫小牧市農業委員会

Ⅰ 農業委員会の状況(5年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命·委嘱年月日 令和 2年 7 月 20 日

		農業	委員
		定数	実数
農業	委員数	7	
	認定農業者		3
	認定農業者に準ずる者		2
	女性		2
	40代以下		1
	中立委員		1

任期満了年月日 令和 5 年 7 月 19 日

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	6	6	2

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	53
農業経営体数	

[※] 直近の「農林業センサス」又は 「農業構造動態調査」に基づいて 記入

		農業者数(人)
基	幹的農業従事者数	71
	女性	32
	40代以下	11

[※] 直近の「農林業センサス」又は 「農業構造動態調査」に基づいて 記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	22
基本構想水準到達者	18
認定新規就農者	2
農業参入法人	
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	
	L

[※]農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑	樹園地	牧草畑	計
耕地面積		1,240		NEW	DV-J-MA	1,240

[※] 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

Ⅱ 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1)農地の集積

①現状及び課題

	· - ,						
現状	管内の農地面積	管内の農地面積(A)		これまでの集積面積(B)		集積率(B)/(A)	
5元/八	1,240	ha	869.3	ha	70.1	%	
課題	地域によっては小規模 ある状況となっている。 等により理解を得なが	認定農業	者制度や制度利用に	よる経営規	高齢化も進み、集積にも 関数大の利点などを個別	限界が 別訪問	

- ※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう
- ※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

②目標

農地の集積の目標年度	令和 12	年度	集積率	95	%
今年度の新規集積面積	38	ha	農地面積(C)	1,240	ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	906	ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	73.0	%

[※] 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における 農地集積率を記入

(2)遊休農地の解消

①現状及び課題

	リ先仏及い保趣								
		直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況							
		1号遊休農地面積							
	現状	1万姓怀辰地田慎		うち緑区分の遊休農地面積		うち黄区分の遊休農地面積			
		0.47	ha	0.47	ha	0	ha		
	課題	現状の解消に向けて所有者への細やかな説明等により、理解を得る必要がある。							

②目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の游休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	0.54	ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.1	ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査	における黄区分の遊休農地	0	ha	
黄区分の遊休農地の解消 のための工程表の策定方 針				

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.47	ha
	0.1.	110

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

	令和2年度新規	参入者	令和3年度新規	見参入者	令和4年度新規参入者		
現状	3	経営体	2	経営体	2	経営体	
	91.1	ha	0.94	ha	3.79	ha	
課題	遊休農地が少ない中、高齢化や後継者不足により離農希望の農地があっても、その土地の特性 や希望面積等で新規就農希望者とのマッチングが難しくなっている。また、市内に農業研修施設 等が無いことも課題と思われる。						

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	平成28年		平成29年度		平成30年度		平均	
作性小的多別的特	106	ha	74	ha	177	ha	119	ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する 農地の面積					2.0 ha			

^{※1} 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法 第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供 していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	4	F / E	最適化活動を行う 農業委員の人数	6	人
1八ヨたりの石動日数	4	н/ Л	農地利用最適化推進委員の 人数	6	人

(2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数 3 回

取組時期	取組項目	強化月間の内容
5月	1	農家実態調査結果のフォローアップ 今後の農業経営規模等の回答に対する確認及び相談等の対応
6月	2	利用状況についてのフォローアップ 利用意向調査後の状況確認
8月~9月	2	利用意向調査に向けた農地パトロール 遊休農地、違反転用等の早期発見

^{※1} 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずかを記入

(3) 新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数 1 回

開催時期	1月~2月	相談会名	
参加者数	数名	開催場所	市施設
相談会の内容	農業者との意見交換会終了後、 設ける	各地区の農業委員、推進委員と	お規就農希望者との相談の場を
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

[※] 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入 (参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

^{※2} 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入